

事務連絡
令和4年3月17日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

令和4年度の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
の交付申請等について

令和4年度の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の交付申請等については、現時点において下記のとおり実施する予定ですので、準備方よろしくお願いいたします。

記

令和4年度の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）については、4月以降に、いったん令和3年度執行見込等に基づく暫定的な交付申請及び交付決定を行う予定です。

その後は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）について、当面の対応としては、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業は7月までの期間中とし、それ以外の事業は令和4年9月末までとする予定であることから、感染状況や各都道府県の執行状況等を踏まえ、変更交付申請をしていただく予定です。

① 令和3年度執行見込等に基づく暫定的な交付申請及び交付決定

令和3年度の各都道府県の執行見込額から令和3年度の厚生労働省から都道府県への交付決定額等を引いた金額（出納整理期間分相当）及び令和3年度の執行実績を踏まえた見込額の合計額を上限額として、4月上旬に各都道府県

から交付申請をしていただき、交付決定を行う予定です。

※ 令和4年4月1日以降、交付決定までに行われた事業であっても、交付要綱、実施要綱等に沿った事業であれば、補助対象となります。

② その後の変更交付申請及び変更交付決定

その後は、各都道府県における執行状況等を踏まえ、変更交付申請（①の交付決定への追加交付決定）の依頼を行う予定です。

※ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）について、当面の対応としては、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業は7月までの期間中とし、それ以外の事業は9月末までとしており、10月以降の対応は、今後の感染状況、執行状況等を踏まえて検討することとしています。

※ 令和2年度において多額の国庫返納が生じたことから、令和4年度において令和3年度の不足分を補助できる仕組みとし、令和3年度については国庫返納が生じないように変更交付申請を行うよう依頼しております。仮に、令和2年度と同様に国庫返納が生じる場合、その分本事業に充てられる予算が減ることになります。国庫返納を生じさせた都道府県の令和4年度の配分については、当該国庫返納を考慮せざるを得ない可能性がありますので御留意願います。

《照会先》

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）担当

ncov-koufukin@mhlw.go.jp

※ 誠に恐縮ですが、ご照会にあたっては、メールによりいただきますようお願いいたします。

《添付書類》

- ・ 令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱（案）
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（案）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（案）
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（案）
- ・ 新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修事業の実施について（案）